

高松市・牟礼町合併協議会会議録  
第 4 回 会 議

平成 1 6 年 6 月 1 0 日 (木)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第4回会議

1 日時

平成16年6月10日(木)午後1時30分開会・午後2時55分閉会

2 場所

牟礼町役場別館 2階 第1会議室

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	高木英一	委員	松田勝
委員	廣瀬年久	委員	藤井勇
委員	三野重忠	委員	静孝義
委員	谷本繁男	委員	安戸清次
委員	渡部康一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	小西百々代
委員	三野八儿子	委員	浜川憲博
委員	梶村傳	委員	村上貞夫
委員	大浦澄子	委員	太田量子
委員	三笠輝彦		

4 欠席委員 1人

委員	加藤博美		
----	------	--	--

5 監査委員 2人

監査委員	北原和夫	監査委員	山下眞須子
------	------	------	-------

6 出席幹事 7人

幹事長	廣 瀬 年 久 (委員兼務)	幹 事	関 正 則
副幹事長	三 野 重 忠 (委員兼務)	幹 事	中 村 憲 昭
幹 事	熊 野 實	幹 事	佐々木 永 治
幹 事	横 田 淳 一		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆		

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議事

### (1) 議案事項

議案第 1 2 号 平成 1 5 年度高松市・牟礼町合併協議会決算について

議案第 1 3 号 平成 1 6 年度高松市・牟礼町合併協議会補正予算について

議案第 1 4 号 行政制度等の調整方針について

議案第 1 5 号 建設計画の作成方針について

### (2) 協議事項

協議第 2 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について

協議第 3 号 新市の名称（協定項目第 3 号）について

協議第 4 号 新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

## 4 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

## 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第4回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙の中御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと藤井 勇委員さんのお二人を指名いたします。よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 議案事項

議長（増田会長） 会議次第の3(1)の議案事項に移ります。

議案事項のうち、まず、議案第12号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

議案第12号平成15年度高松市・牟礼町合併協議会決算についてでございますが、高松市・牟礼町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、平成15年度高松市・牟礼町合併協議会決算について、監査委員の監査結果報告をつけて認定を求めるものでございます。

次の2ページをお開き願います。

歳入歳出決算書について御説明いたします。

少し文字が小さくて恐縮でございますが、まず、歳入の第1款負担金の市町負担金でございますが、265万円を収入いたしております、その内訳といたしましては、高松市が169万2,000円、牟礼町が95万8,000円となっております。

次に、一つ飛びまして、第3款県支出金の県補助金でございますが、当初予算額265

万円に対しまして、164万7,000円を収入いたしております。この県補助金につきましては、後ほど御説明いたします歳出総額の2分の1の金額となっております。

次に、一つ飛びまして、第5款諸収入の預金利子といたしまして、3円を収入いたしております。

歳入の合計額は、当初予算530万1,000円に対しまして、429万7,003円となるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

まず、第1款運営費のうち会議費でございますが、報酬、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料といたしまして、合計で19万7,209円を支出いたしております。支出内容の主なものといたしましては、1回の会議開催に伴う出席委員の報酬及び費用弁償、会議録作成の委託料、会議支援システムのリース料等でございます。

次に、事務費でございますが、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、備品購入費といたしまして、合計で73万2,458円を支出いたしております。支出内容の主なものといたしましては、非常勤嘱託職員の報酬や社会保険料、書庫などの備品の購入費でございます。

次に、第2款事業費のうち事業推進費でございますが、役務費、委託料、負担金補助及び交付金といたしまして、合計で236万4,844円を支出いたしております。支出内容の主なものといたしましては、役務費では協議会だよりの配布手数料、委託料では協議会だよりの作成委託料及びホームページの開設等の委託料、負担金補助及び交付金といたしましては県職員の派遣負担金でございます。歳出の合計額は、当初予算額530万1,000円に対しまして、329万4,511円となっております。

なお、下の欄外に記載しておりますように、歳入決算額429万7,003円から歳出決算額の329万4,511円を差し引いた残額100万2,492円につきましては、平成16年度に繰り越し、事業費に充当させていただくことといたしております。

以上、簡単でございますが、平成15年度決算についての説明を終わります。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じます。

3ページには、第1回会議で御承認をいただきました平成15年度事業計画の各項目に関しての実施状況を、決算監査の折に、あわせて御説明いたしておりますので、本日、参考資料として掲載をいたしておるものでございます。

なお、内容の詳細については説明を省略させていただきます。

続きまして、4ページをお開き願います。

ただいま御説明をいたしました15年度決算につきましては、去る6月7日に、本協議会の監査委員による監査を受けておりますので、この監査結果報告を付して報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第12号平成15年度高松市・牟礼町合併協議会決算についての説明を終わります。

議長（増田会長） ただいま説明のありました平成15年度決算につきましては、規約第15条の規定により、本協議会監査委員による監査を終了いたしております。

それでは、監査委員を代表して、北原監査委員さんから、監査結果の報告をお願いいたします。

監査委員（北原） 高松市の監査委員の北原でございます。監査委員を代表いたしまして、私から監査の結果を御報告申し上げます。

高松市・牟礼町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づき、平成15年度高松市・牟礼町合併協議会会計決算について、去る6月7日、高松市役所におきまして、牟礼町の山下代表監査委員さんと共に監査を行いました。関係諸帳簿及び証拠書類を審査したところ、決算書に記載のとおり、適切に処理されていることを認めましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

ただいま報告のありました平成15年度決算につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

2ページの決算の歳入のところなんですけれども、県支出金のところで、当初予算が265万円で、決算が164万7,000円で、100万3,000円ですか、マイナスになってますが、これは理由が何かおありでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 事務局から説明します。

先ほど決算の説明の段階でも申し上げましたが、この県の補助金につきましては、執行額の半分、2分の1が補助されるということで、歳出の決算額、支出済額、これの半額と

いうことでございます。御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。歳出の半分が県補助ということですから、どうぞ。

三野（八）委員 ということは、一番最初の当初予算のときに、2年間で3,000万円とかというのが説明であったと思うんですが、それは翌年に繰り越されるという、そういう……。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局長 ただいまの御質問ですが、県の補助金の支出の考え方として、2年間で3,000万円までは補助しましょうという制度でございまして、それをどれだけ使うかというのは、合併協議会ごとで、どの程度の経費がかかるかということで、積算をするものでございます。県の補助金が多くなるということは、それだけ市町の負担金も多くなるということでございますので、そこらあたりの兼ね合いかというふうに思っております。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは平成15年度決算につきましては、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第12号につきましては認定することと決定いたしました。

次に、議案第13号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

資料の5ページをお開き願いたいと存じます。

議案第13号平成16年度高松市・牟礼町合併協議会補正予算についてでございます。

次の6ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会の補正予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に、先ほど15年度決算で御説明をいたしました16年度への繰越金100万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,440万3,000円と定めるものでございます。

なお、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の7ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。



それでは、補正予算の内訳について御説明をいたします。

次の８ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の第４款繰越金、第１項繰越金、第１目繰越金でございますが、先ほど平成１５年度決算の認定をいただきました、１００万１，０００円を繰越金として計上させていただきます。

続きまして、歳出でございますが、第２款事業費、第１項事業推進費、第１目事業推進費といたしまして、１００万１，０００円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だよりの作成等委託料でございます。

以上が、歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は、先ほど御説明いたしましたように、３，４４０万３，０００円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第１３号平成１６年度高松市・牟礼町合併協議会補正予算の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第１３号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第１３号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第１３号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１４号を議題とします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第１４号について御説明いたします。

会議資料の９ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第１４号行政制度等の調整方針についてでございます。

次の１０ページをお開き願います。

議案第１４号でございますが、この議案は、住民サービスや住民負担などを規定しております両市町の各種の制度、事務事業など、行政制度等につきまして、合併後の市においてどのように取り扱うか、調整をする際の調整方針を明らかにするとともに、事務的な整

理を行う際の方針とするため、行政制度等の調整方針を定めようとするものでございます。

まず、1の基本的考え方でございますが、行政制度等の調整に当たっては、第1回会議で御承認をいただきました合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うことといたしております。

なお、参考までに、12ページに、合併協定項目の協議方針における基本原則を掲載しております。ごらんいただきたいと存じます。12ページでございます。

12ページの最後の行に記載しておりますように、この原則は、3月3日に開催されました第1回会議で原案承認をされたものでございます。これが基本原則でございます。

恐れ入りますが、もとの10ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、2の調整方針でございますが、原則として、高松市の行政制度等に統一することを基本として、牟礼町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をすることとしております。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものでございます。

次に、3の調整方法でございますが、具体的な調整方法につきましては、(1)から(4)までの四つのパターンに分類して定めております。

13ページに、この四つのパターンをわかりやすく示しました図がございますので、これにより説明させていただきたいと存じます。13ページをごらんいただきたいと存じます。

調整方法の基本的なイメージでございますが、まず、右の一番上に記載しております調整方法(1)でございますが、高松市、牟礼町共にあり、同水準のものについては、高松市の制度等に統一をいたします。

この場合、両市町の住民サービスや住民負担に変化はございません。

次に、その下の調整方法(2)の場合でございますが、高松市、牟礼町共にあるが、水準の異なるものにつきましては、高松市の制度等に統一することを基本といたします。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとするとしております。

調整方法（２）の場合ですが、高松市は、基本的には、住民サービス、住民負担に変化はありませんが、牟礼町は住民サービス、住民負担とも変化をいたします。

牟礼町の住民サービスが向上する場合や住民負担が軽くなる場合は問題ございませんが、住民サービスの低下や住民負担が重くなる場合も考えられますので、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

次に、調整方法（３）でございますが、高松市にあって、牟礼町にはない場合につきましては、高松市の制度等を適用することといたしております。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行うことといたしております。

この調整方法（３）の場合、高松市は住民サービス、住民負担とも変化はございません。牟礼町の場合、住民サービスは基本的には向上いたします。また、住民負担は変化いたします。

なお、牟礼町の住民負担が重くなる場合は、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

最後に、調整方法（４）でございますが、高松市にはなく、牟礼町にある場合につきましては、その制度等の趣旨、内容等を勘案して調整を行うこととし、調整に当たっては、牟礼町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続や廃止、または経過措置を設けることなどについて検討することといたしております。

行政制度等の調整に当たりましては、以上申し上げました方針に基づき、調整を行うものでございます。

続きまして、１４ページをお開き願います。

１４ページには、ただいま御説明をいたしました行政制度等の調整方針についての先進地域の事例を紹介いたしております。

左側には福山市・内海町合併協議会、右側には高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を紹介いたしておりますが、内容につきましては、どちらの方針もほとんど同じでございますので、より細かく分類されております左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、１の行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方でございますが、原則として、福山市の制度に統一することとし、内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮するとしております。

２の具体的な調整方法では、（１）の住民サービスにつながる各種制度等と、（２）の

住民の負担につながる各種制度とに分けております。

まず、(1)の住民サービスにつながる各種制度等、これは各種の制度、補助金などでございますが、アの福山市にあり、内海町にもあって、同水準の場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、どちらの市町も住民サービスの低下はございません。

次に、イの福山市にあり、内海町にはない場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上いたします。

次に、ウの福山市にはなく、内海町にある場合には、制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案して調整することが必要となります。その方法といたしましては、当分の間、従来の実績を下らないよう配慮するとか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられるところでございます。

次に、(2)の住民の負担につながる各種制度、税、使用料などでございますが、アの福山市にあって、内海町にもあって、同水準のものは、福山市の制度に統一することとし、この場合、両市町の住民ともに負担の増加はございません。

次に、イの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合は、福山市に統一することとし、この場合、福山市に変化はなく、内海町住民の負担は軽くなります。

次に、ウの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が重い場合、または福山市にも内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合には、こうした制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となってまいります。その方法といたしましては、当分の間、現行どおりとするとか、段階的に調整するなどの方法が考えられるところでございます。

先進地域の事例につきましては、以上でございます。

以上、簡単でございますが、議案第14号行政制度等の調整方針についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明がありました議案第14号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

どうぞ。

浜川委員 浜川です。

ただいま調整方法の基本的な方針が示されたわけでございますが、当然、先ほどの説明

の中にもありますように、住民のサービスにつながる制度と住民の負担を伴う制度と、恐らくこの二つに大別されるんでなからうかと思いますが、特に住民の負担を伴う制度の中で、先ほどの説明にありましたように、当然、高松市にもあり、牟礼町にもあって、同水準のものについては、編入合併ですから、当然、高松市に統一されますが、特に、高松市にもあり、牟礼町にもあって、高松市が負担が軽い場合、これは当然、牟礼町においてはありがたいことなんです、その件について、こういうように軽い場合においても、即統一して考えていくのか、あるいは軽いものについても、重い負担と同じように、段階的に、調整していくのか、具体的な調整の考え方がわかればちょっとお知らせ願ったらと思います。

議長（増田会長） 今までの先行しとる事例から言いますと、負担の軽いものについては、即、高松市の制度に統一すると。そして、逆に編入される側の町の方のサービスがよい場合というか、高松市が低い場合は、基本的にはどちらかに合わさないかん、高松市に合わせていただくんですけども、その場合は急激な変化をしないようにということで、経過措置をとっておるとというのが実例でして、高松市の方がいい場合は、これまでのところ、全部、即、合併時から実施するというようなことになっております。

今後、どういう項目が出てくるかわかりませんが、そういうことも全く考えられんわけではないですけども、それはもうすべて、とにかくそういう負担とサービスとの関係のものは、この合併協定項目で、この合併協議会で議論して決めていくということになりますので、具体的には、そこでまた十分にお話し合いをすることになると思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございますので、議案第14号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第15号について御説明いたします。

資料の15ページをお開き願いたいと存じます。

議案第 15 号建設計画の作成方針についてでございます。

恐れ入りますが、次の 16 ページをお開き願います。

建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法の第 5 条の規定に基づき、合併協議会が作成、変更するもので、市町合併に際し、住民や議会に対して将来のビジョンを示す、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。

また、合併特例債など、合併特例法に基づくさまざまな財政支援、財政措置を受けるためには、この建設計画を作成し、その中で位置づけをしておくことが前提となります。

この議案第 15 号は、今後、本合併協議会の建設計画を作成するに当たり、その作成方針を定めるものでございます。

まず、1 の計画の趣旨でございますが、高松市と牟礼町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、この基本方針に基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

次に、2 の計画の構成でございますが、建設計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、そしてこの基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成することといたしております。

次に、3 の計画の期間でございますが、この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後おおむね 10 年間について定めるものといたしております。

次に、4 の計画の区域でございますが、原則として牟礼町地域を対象といたしますが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合には、高松市地域についても対象とすることといたしております。

合併特例法におきましては、この建設計画の区域につきましては、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町における位置づけを定めることとされておりまして、本協議会といたしましても、ただいま申し上げましたような内容で提案させていただいたものでございます。

次に、5 は作成上の留意事項でございます。

まず、(1)でございますが、基本方針を定めるに当たりましては、将来を見据えた長期的視野に立つものとしております。

次に、2 点目といたしまして、対象事業につきましては、両市町の総合計画など、両市

町の基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案いたしまして、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとしたしております。

次に、3点目といたしまして、公共的施設の整備につきましては、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとしたしております。

次に、4点目といたしまして、ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とすることとしたしております。

最後に、5点目といたしまして、財政計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう、十分に留意して作成するものとしたしております。

続きまして、18ページをお開き願います。

参考資料として、18ページから19ページにかけて、建設計画作成の意義、また、建設計画に盛り込むべき事項を掲載しておりますが、内容につきましては、第2回会議で参考資料として提出いたしました先進地域の事例の中で説明をした内容と同じでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

続きまして、20ページをお開き願います。

20ページには、参考までに、合併特例法の市町村建設計画の関係部分を抜粋して、掲載いたしております。また、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、22ページをお開き願いたいと存じます。

22ページから23ページにかけて、建設計画の作成方針の先進地域の事例でございます。

先ほどの行政制度等の調整方針と同様に、左側に福山市・内海町合併協議会の事例を、右側には高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を記載いたしております。

ここでも、左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、1でございますが、計画の策定の趣旨及び位置づけが記載をされております。

次に、2は計画策定の指針でございます。

まず、(1)で、真に福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに資する事

業を選ぶこと。(2)では、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とすること。(3)では、ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とすること。(4)では、人口流出、高齢化等により地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。(5)では、この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、あわせて組織及び運営の合理化を図るものとする。(6)では、この計画の名称については、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることといたしております。

次に、3は計画の内容でございますが、(1)の計画の対象地域については、原則として、編入される内海町地域を対象とするものとしております。

次に、(2)の計画の構成でございますが、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成することといたしております。

次に、(3)の計画の期間でございますが、まちづくり計画及び財政計画の期間は、10カ年といたしております。

この建設計画の期間につきましては、法律上、特に定めはございませんが、最近の合併の事例を見ますと、10年とするものがほとんどでございます。

これは、平成11年の合併特例法の改正によりまして、建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度とこれに続く10年度、合併特例債が充てられることとなったこと、地方交付税の算定特例の期間が、5年から10年に延長されたことなど、財政措置上の理由によるものと思われま。

次の(4)では、まちづくりの基本方針、総合計画との整合を記載しております。

この中で、具体的施策については、内海町の実施計画等をもとに、施策の整合性を図ることといたしております。

次の(5)は、まちづくり計画でございまして、対象事業の範囲は、内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものをも含むことや、対象事業の選定基準等について記載されております。

次の(6)では、財政計画の策定趣旨、策定の基本的考え方が記載されております。

以上が建設計画の作成方針の事例でございます。



以上、簡単でございますが、議案第15号建設計画の作成方針についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました議案第15号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

この建設計画の作成方針というのは非常に大事だと思うんですが、合併協議会を、いろいろ議論するのに、大きく分けて三つありますよね。一つが報告事項、一つが議案、そしてもう一つが協議事項と、こうありますけれども、この建設計画の作成方針、基本方針というのは、議案になってますよね。私は、当然協議事項になって、提案されて、持ち帰って十分議論をして、またここで協議するのかなと思ってたら、議案になってますけれども、それについてどういうお考えかというのを伺いたいのと。

それと、小さいことで非常に恐縮なんですが、この建設計画の作成方針というのは、高松と牟礼町の作成方針ですよね。そうすると、お互いに市、町ですから、市町村という村はない方がいいんじゃないかと思いますが、その2件についてお願いします。

議長（増田会長） じゃ、事務局から。

事務局長 ただいまの件について、事務局の方から説明をいたします。

まず、第1点の建設計画の作成方針が議案事項であることでございますが、第1回の会議で御説明いたしましたように、議案事項は、この協議会自体が決定をできる事項ということ提案する場合に、議案第何号という形で提案をする。協議第何号という形で提案する案件につきましては、この協議会としては、意思集約した上で、最終的な意思決定はこの協議会ではなくて別のところ、議会が行うと、そういう性格のものが協議事項ということでございますので、この建設計画の作成方針というものは、この協議会自体が決定する案件で、協議会自体が決定をしないと、建設計画の作成作業が行えないというものでございますので、ここのところは、できる限り早くお決めいただければ、建設計画の作成作業に入れるということでございます。

それから、第2点の市町村というのはおかしいのではないかとということですが、これは建設計画の作成方針の1行目のことであろうかと思いますが、市町村の合併の特例に関する法律、これは法律の名称でございますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） よろしゅうございましょうか。

ほかに、どうぞ、何かございましたら、どうぞ。

静委員 牟礼の静です。

先ほど、事務局の説明の中でもありましたが、まず、この4番目の計画の区域につきまして、あくまで、原則として牟礼町地域を対象とするがということなんで、あくまで、編入される地域を対象とするというふうに理解できるところなんです。であれば、一応建設計画作成に伴うベースづくりについては、牟礼町側の意思を十分に尊重していただけるんだと、そのように理解できるんですが、そのように判断してよろしいでしょうか。

議長（増田会長） はい、まさにそのとおりでございます。牟礼町が今後どのような、高松市の中で位置づけしていくかというのは、やっぱり第一に牟礼町の住民の方に考えていただいて、それをぜひ、ここの協議会の場へ出していただくということが一番だというふうに思っております。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第15号に……、はい。

三野（八）委員 静委員の方から計画の区域のことについて発言ありましたが、あわせて私も。今回は編入合併ですので、原則として、牟礼町の区域を対象ということは、これはそうなると思うんですが、しかし、今、1市6町で、高松市さんの場合は、合併協議会を立ち上げている議論がされておりますので、1市6町が、新しい高松市としてスタートをするということも視野に入れて議論する必要があるんじゃないかと思います。

ですから、各6町がばらばらに、もちろん牟礼町は牟礼町で十分議論をするということはいいいことですが、ばらばらに描いたのではちょっといびつなというか、それを全部取り入れるというとなかなかできない部分もあろうかと思うので、高松市民は、私の感じるところでは、なかなかこの合併について、認識というんか、関心がない、薄いというんか、ないと言ったらちょっと言い過ぎかと思いますが、薄いんじゃないかと思うんですね。だから、市民も含めた、新しく合併しようとする6町について、大きく新しい高松市ができるんだという、そういうグランドビジョンのようなものを提示をいただく必要があるんじゃないかと思うんです。

そして、やっぱり増田市長、新しい市になっても増田市長ですので、やっぱり市長として、そういうグランドビジョンをぜひ示していただきたいなと思うんです、リーダーとして。そういう主張をしていただきたい。その中で、牟礼町がどういう位置づけにあるかと

ということになると、非常に議論がしやすいと思いますので、そういう面から、今までも広域の行政圏計画とかサンネット構想なども出されておりますので、そこらも踏まえて、ぜひ、新市のグランドビジョンをお伺いをしたいというのが、意見が出ておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

議長（増田会長） そうなっていたら、大変高松市としてもありがたいんですが、今、全く1市6町が本当に同一歩調がとっていただけるかどうか、まさにスタートしたばかりでございまして、最終的にそういうことになれば、当然、建設計画もそれぞれの町でやってもらったものと高松市と、また、それぞれの編入される町同士の整合性も図った建設計画が、最終的にはでき上がるということになるかと思います。今のところ、それぞれの町、まだ全く一緒になるかならんかの、その協議の真っ最中でございまして、今のところは、それぞれの1市1町、1市1町ずつの計画をやる中で煮詰まっていけば、例えば具体的に言うと、庵治と牟礼との方も、一緒になるとすれば、庵治と牟礼との間の共通した問題等も、当然、建設計画の中で議論して、整合性を図るといようなことになると思いますけれども、今、まだそこまでいくとちょっと失礼に当たりますんで、越権行為になりますんで、ちょっとそれぞれの町ごとに、まずはやらせていただくということで……。当然、最終、皆さんが一体になるとなれば、新しい、それこそ、1市6町がそのまま一緒になるようなことになれば、大きな新しいグランドデザインを描かないかんということになると思いますけれども、ちょっとまだそこまでいっておりませんので。

三野（八）委員 私は、やっぱり、各個別ですけど、1市6町の合併協議会が立ち上がってるわけですから、これはもちろん合併の是非も含めて議論することにはなってますけれども、やっぱり合併に向けて議論するのが主な任務ですよ。そうすると、高松市というのは、50万都市目指して合併もするんやということで、いろんな書物なんかにも書いてありますので、そういう大きなビジョンを、新しい高松市ができるんやということで、それで牟礼町も合併に、庵治町も合併に、香南町もと、こうやっぱり大きなあれがあって、そしたらという、そういう意気込みがあって、合併というのは新しい高松市ができるんやという、そういうのが、私は逆に必要ではないかと思うんです。

合併協議が十分進むんやらどうやらわからんので、今のところはという……

議長（増田会長） いやいや、そうじゃなくて、それは、それぞれの建設計画がまだ出てませんから、その建設計画が個々に出る中で、初めてそういうデザインの話が出ると思っています。まだ、どこともそこまで、建設計画の協議までいってないんですよ。

だから、最終的には、おっしゃるように、今までの高松市の総合計画と、それから高松広域圏のビジョンと、それから今回のそれぞれの建設計画等が整合したような計画をつくるということになると思います。

三野（八）委員 そうするとあれですかね、私のイメージとはちょっとあれなんですけど、新しい50万都市を目指して、財政の問題はもちろんありますけれども、合併をするということで、合併協議が進んでるんで、新しい町ができるんですよということで、ほんでここには新しい高松市に向けて、個々にもそれに向けて建設計画を立てる、そういうことはなかなかできないもんなんですかね。

議長（増田会長） 高松市そのものの総合計画というのは、もうしっかりしたルーツができておるわけですし、それにどういう形で近隣の町が加わってこられるかという、そこまでまだいってありませんので、それが加わってくるといえることになれば、そのあたりで高松市の総合計画も修正されるというようなことになろうと思います。まだ、そこまでの段階でございませんので。

私どもからいうと、6町でなくて、それこそ10町にでもなっていたいくらいのところですね。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

今、三野委員さんがおっしゃった件ですけども、私も本会議でグランドビジョン云々のことも質問させていただいた経緯もございますが、やはり今、会長が言ってることは、そういう新しい、本当に市、勢いのあるそういう市をつくりたいという思いはきっちりございますが、一つ一つの、やっぱり町さんとの今の検討状況の中で、建設計画をつくる中で、そういうことを総合的にこれから含んでいくと。ちょっと、先進的な部分では、塩江町さんが一歩ちょっと進んでるんですけど、塩江町さんは、もう今建設計画の段階なわけですし、そのときにやっぱり町、塩江町と高松との建設計画云々の中では、そういう前段でトータル的というか、グランドビジョンに近いような部分も前述をさせていただいて、建設計画をつくっていただくということも、前段そういう話がございましたので、今、三野委員さんがおっしゃる方向でどんどんと、やっぱり一つ一つの町を尊重しながら、また、その経過を見ながらグランドビジョンもできていくというふうに私は把握しておりますけど。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、議案第15号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第15号については原案のとおり決定いたしました。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3、（2）の協議事項に移ります。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてから協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてまでの3件につきましては、関連がございますので一括して議題といたします。

なお、協議第2号から協議第4号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回第5回会議で改めて質疑、協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第2号から協議第4号につきまして、御説明いたします。

資料の24ページをお開き願います。

まず、協議第2号について御説明いたします。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、ページの中ほどの枠の中に記載しておりますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目指とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」と提案するものでございます。

この提案の趣旨でございますが、合併をするとすれば、合併特例法に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成17年3月31日までに合併をするか、もしくは平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て、県知事に合併の申請を行い、同法の適用期限であります平成18年3月31日までに合併をする必要がござ

います。そのことを視野に入れた、現時点での、仮の合併の期日を設定しようというものでございます。

なお、具体的な合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況などを見きわめた上で、改めて提案することといたしております。

なお、合併の期日についての資料を、次の25ページ以降に掲載いたしておりますので、説明をさせていただきたいと存じます。

まず、25ページでございますが、1でございますが、合併の期日を決定することの意義でございます、2点挙げてございます。

1点目は、合併協議を着実に進めていくための目標を設定できることでございます。

2点目といたしましては、合併協議会で作成をしております建設計画の計画の期間の始まりの時期を明確にすることができることでございます。

次に、2は、合併の期日を決定するに当たっての留意点を記載いたしております。

まず1点目は、いわゆる合併特例法の有効期限を考慮することでございます。

次に2点目、(2)でございますが、合併の手續に要する期間を考慮することでございます。

合併の法的な手續につきましては、合併協定書の調印の後、さまざまな手續が定められておりまして、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して合併の期日を定める必要がございます。

次に3点目、(3)でございますが、合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行などに、できるだけ支障のない時期を想定することでございます。特に、電算システムの統合や条例・規則の改正などの合併準備作業に要する期間を考慮する必要がございます。

また、電算システムを合併後も引き続き円滑に稼働させるためには、合併の期日を休日の後に設定し、休日の間を利用して、移行・検証作業を行うことが適当であるとされておりまして、最近の合併の事例を見ましても、電算システムの円滑な移行に配慮して、休み、連休明けに合併の期日を設定する事例が数多くございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

26ページの資料2には、参考資料ということで、先行事例の合併期日を表にいたしておりますが、合併の期日につきましては、それぞれの地域の事情によりまして決定されておりまして、一概にどの期日が適当とは言えないところもございます。

上側の1は、平成11年度以降の既に合併をいたしました先行事例でございますが、表のとおりさまざまな事例がございます。大半が月の初日、1日に合併をいたしております。中でも、年度当初、4月1日に合併した事例が多数見られます。また、電算システムの移行に留意して、休日の後に合併をした事例は、この中では5例ございます。

続きまして、下側2の、今後合併が予定されている事例では、表の最後の三つに書いております天竜川・浜名湖地域合併協議会など三つの合併協議会では、改正後の合併特例法の適用を視野に入れて、平成17年4月1日以後の合併の期日を既に設定いたしております。

以上が参考資料でございます。協議第2号合併の期日についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、協議第3号について御説明いたします。

27ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第3号新市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、ページ中ほどの枠の中に記載しておりますように、「新市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

5月20日に開催されました合併協議会の第3回会議で、合併の方式につきましては、高松市への編入合併とすることが確認されておりますが、編入合併の場合、新市の名称は、通常は、編入する市町村の名称となるとされておりますことから、「新市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

以上が協議第3号についての説明でございます。

続きまして、協議第4号について御説明いたします。

資料28ページをお開き願いたいと存じます。

協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、中ほどの枠の中にございますように、「新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」と提案するものでございます。

この事務所の位置でございますが、地方自治法の第4条に規定しております地方公共団体の事務所の位置でございます。現在の高松市役所の位置とするものでございます。

事務所の位置につきましても、先ほどの新市の名称と同様に、編入合併の場合は、通常、編入する市町村の事務所の位置ととなっておりますことから、このように提案するものでございます。

以上が協議第4号の説明でございます。

以上、簡単でございますが、協議第2号から協議第4号までの説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第2号から協議第4号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上でございます。

合併の期日につきまして、ちょっと御質問したいと思います。

期日が、平成18年3月31日までの早い時期を目標とすると書いてあるんですが、知事の方への申請が、17年3月31日までに申請を行うということが必要なんですが、細かいことは、先日第3回のときに増田市長がおっしゃったように、合併後でも新市になられたところはやってるということなんですけど、基本的なことを、これは当然この3月31日までに申請を出さないかんわけですけれども、この1,900項目あるとおっしゃってましたね、大体。その中で、基本的な項目というのが大体どの程度あるのか。それで、それを出して、その後、残ったところは、平成17年3月31日以降の18年3月までにしていけばいいのかということなんですけれども、その辺ちょっとわかりやすく御説明願ったらと思います。

議長（増田会長） どれが重点項目で、どれがというと、その項目全部、また拾い出さないかんのですけれども、今出ておるような項目、一番基本的な項目を初め、議員の特例の話であるとか、もう合併までにはっきり決めておかないといけないものと、それから、そうですね、基本的には全部決めておくが一番いいんですけれども、時間的なことがあって、当面は、いろいろな地区のお祭りであるとか行事であるとか、そういうようなものは当面はそのままいきましょうとかということになるものとか、その中にあるわけですし、そのさび分けがどこまでできるかですが、はっきり、当然、合併するまでに決めておかなければいけないものについては、当然、事務局の方でさび分けして、優先的に協議をするようになると思いますが、基本的には、できれば全部するのが一番いいんですけど、時間切れの場合に、その後でもできる差しさわりのないものについては、引き続き協議ということになると思いますが、なお事務局から説明いたします。

事務局長 事務局から補足させていただきます。

大体基本的なところは、今会長さんの方から説明したとおりでございます、現時点で



それぞれの高松市と牟礼町の事務事業等の調査、終了しておりませんので、それが終わった段階で、今度はそれを比較して、どのようなことが問題なのか、どのような案件についてこの協議会に提案して協議をしてもらわなければならないかということ、これからずっと作業をやります。そういう中で、はっきり数としてあらわれてきます。それは、最初にすべての数がそろおうかというたらそうではなくて、それぞれの項目ごとに調整しながら、その中でこれについてはこうしようという形で協議会に提案をしていくという形になりますので、全体の数がそろおうというのは最終段階になろうかと思います。

そういうことで、重要な部分、特に重要な部分について、できる限り早くこの合併協議会の方へ提案できるように、作業としては進めたいというふうに思っております。

あと、ちょっと最後の方でスケジュール的なものも御発言ありましたので、ちょっと補足させていただきますと、来年の3月31日までに知事に合併の申請をするということは、その前段で市議会と町議会の議決が必要であると。その議決をする前には、その前にこの合併協議会で協定項目、設定されている協定項目のすべての協議が終わると、建設計画の作成が終わるということが前提でございます、それが終わって初めて市議会、町議会の議決を得るということになります。

合併協定項目のすべての協議が終わるとというのは、ただいまの御意見にもありましたように、すべてこうしますという確定的なものと、この案件については合併時まで調整するとか、そういう調整の仕方も当然あるということで、それも含めまして取り扱いを決めるということをした上で、議会の議決を得るということでございますので、それから逆算していけば、3月31日までに知事に申請することからいけば、それより2カ月あるいは3カ月前までには、この合併協議が終わっておらなければ、作業としては難しいんじゃないかなということが客観的に言えるんじゃないかなというふうに思います。

村上委員 村上です。

その点で、まだ牟礼町はきょうが第4回目なんですよね。他のところよりかなり遅れてスタートしたもんですから、やっと第3回で編入というのが決まったばかりで、あと、今2カ月前までにと言われると、もう8カ月ぐらいしかないわけですよ。それで、月に1回ぐらいの協議でやってたんで、本当に間に合うのか、申請までに、3月末までに間に合うのかなというようなちょっと心配もしておるんですが、その辺はどんなんでしょうか。

議長（増田会長） そうですね。ですから、さっきもあったように、同じような制度が

あるとか、牟礼の方に有利になるとか、サービス低下につながらないようなものは、もう余り議論する必要はないと思うんです。ですから、サービスが極端に違うものとか、牟礼の負担が多くなるようなものについては、どういう経過措置をとるか、こういうことを中心にやるんだと。それと、もちろん一番大事なのは、さっき言った建設計画ですけれども、そういうことを重点にさび分けしていけば、何とか、非常に、確かに厳しいですけども、先行の事例も参考にしながらいけば、割と、まだまだ不可能というようなことはないとは思っておりますけれども、相当、しかし、整理してスピードも上げなったら難しいなということは思っております。

どうぞ。

大橋委員 大橋です。

やっぱり、今さび分けというて、やっぱり時間が相当差し迫っておるし、もちろんここで上げる前に事務局でさび分けをして、それは事務局大変だと思うんですよ、両方の町でも市でも。大変、わかっとるけど、やっぱりなるべく早目にして、時間をかけても協議してもらって、ここ1時間で終わるのを2時間ぐらいかけるか3時間かけて、1回で終わった、もう2回、3回分ぐらい。我々の方の委員なんか、もうそういうことで、できたらね、事務局がさび分けでこうやっても、大変でしょうけど、頻繁にやってもらって、これを上げるようにしてほしいですね。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかに、どうぞ、御意見。

事務局次長（加藤） 失礼します。事務局から若干補足して説明させていただきます。

先ほどの合併協定項目の1,900ということでございますが、確かにこれから、今、調査をしております。大体そのぐらいの数になるかと思いますが、その項目数1,900ということでございますが、その中には、例えば職員の出勤簿の整理の方法をどうするかとか、そういった極めて事務的なことも項目に含まれておりますので、この合併協議会で協議をお願いいたしますのは、住民の方にかかわるような負担とかサービス、密接にかかわるもの、あるいは非常に重要な部分、そういったものを中心に御協議をお願いするということでございます。それ以外の部分には、事務レベルで調整をいたしまして、何らかの形で報告をさせていただくと、そういった取り扱いになるかと思っております。

それともう一点でございますが、調整の方法でございますけれども、編入合併と新設合併でいろいろ調整の方法も異なっております。現在、高松市の方では、塩江町と合併協議を

進めておりますが、その中では、一応調整に当たりましては、基本的には、合併後はどうなるかということすべて明らかにすることを基本にして調整を進めております。ただ、県内の他の地域の新設合併の事例を見ますと、例えば当面現行のとおりとして、合併協議が終わった後で合併時まで調整するとか合併後に調整するとか、いろんな調整方法はございます。ただ、今、高松市が塩江町とやっております、合併協議会やっておりますのは、できるだけ合併後のあり方がわかるような形で協議を進めておるといことです。

そのあたり、調整の方法はいろんなやり方があるということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

村上委員 もう一点お伺いしたいんですが、今、6町とお話し合いやっておられますけれども、合併を進める上で、済んだところから高松市は、塩江町はじゃあ何月にしましょうとか、そういうふうにするのか、それが今やっていると、来年の3月31日と再来年の18年3月31日に分けて2回にしようとするのか、それとも、年度末やないですけども、18年の、こっちの例にありましたように、1月1日にじゃあ牟礼町とはしましうとか、その辺のお考えは高松市はどんなんでしょうか。

議長（増田会長） 今はもう全くそういうとこまでいっておりませんので。

村上委員 全然、ああ、そうですか。

議長（増田会長） ええ。まさに、この合併期日は、これから相当煮詰まった段階で初めて決まるもので、そういうばらばらになるのか、一斉にいけるのか、これはもう全く今のところ白紙の状態でございます。

村上委員 目標というのは、一応各町ともにこういうふうに出してはおるわけですね、期日の……

議長（増田会長） ええ。ですから、目安として、こういうめどはここに置くというだけで、きちっとした期日を決めておるところはありません。

村上委員 はい、ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第2号から協議第4号につき

ましては、会議規程の定めにより次回第5回会議で改めて質疑等を行い、また、協議を行い、意見集約を図ることといたします。

会議次第4 その他(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長(増田会長) 次に、会議次第の4その他でございますが、(1)の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務局から御説明いたします。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております参考資料をごらんいただきたいと思います。参考資料でございます。

まず、表紙に目次がございますが、合併協定項目のうちで第16号から第23号までの八つの項目につきまして、両市町の現況と先進地域の事例を掲載したものでございます。

これらの協定項目につきましては、今後、協議が調ったものから、正式な協議事項として提案し、御協議をお願いするということを出しておりますが、あらかじめ認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を説明させていただきたいと存じます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページは、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

高松市と牟礼町に関係のございます一部事務組合等は、現況欄にございますように、高松地区広域市町村圏振興事務組合を初め、七つの組合でございます。下の概要欄にございますように、一部事務組合を構成する市町が合併を行う場合は、当該組合の脱退、加入の手續や規約変更の手續が必要となります。このような構成市町の数の増減や組合の規約変更等につきましては、当該組合を構成する市町の議会の議決を得た上で、知事の許可が必要となってまいります。

合併に伴う手續でございますが、まず最初に、組合を構成する牟礼町が構成外の高松市と合併する場合、例えば、木田香川地区町村税滞納整理組合など6組合のように、牟礼町は構成団体ですが、高松市が加入していない場合がございます。この場合には、組合を構成する牟礼町の法人格が消滅いたしますので、組合の脱退の手續が必要となります。なお、引き続き、もとの組合でそれらの事務を従来どおり処理する場合には、改めて、当該組合への高松市の加入の手續が必要となってまいります。

次に、構成市町間で合併する場合、すなわち高松地区広域市町村圏振興事務組合のように、両市町とも構成団体である場合は、組合を構成する牟礼町の法人格が消滅いたしますので、組合の脱退の手續が必要となります。さらに、構成市町の数の減少に伴う経費負

担の割合等を調整する必要も出てまいります。

また、香川縣市町職員退職手当組合など、県内の2市と全町が加入している組合についても、牟礼町の脱退の手続が必要となりますが、あわせて、財産の処分について、十分な協議を行う必要がございます。

先進地域の事例でございますが、御説明いたしましたような手続を基本に協議をいたしております。特別の事情がある場合、例えば新潟市と黒埼町におけます福祉の事務組合や広域養護老人ホーム、廿日市市と吉和村における衛生組合、消防組合、廿日市市と佐伯町におけるし尿処理の委託などが、その取り扱いについて協議をされているものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。

2ページは、附属機関等の取扱いについてでございます。

附属機関でございますが、これは、法律や条例に基づき、事務の執行に必要な調停、審査、審議等を行うために設置する機関でございます。両市町に共通する附属機関については統合し、独自の機関につきましては、その実態等を考慮して調整する必要がございます。

現在、高松市、牟礼町の附属機関等の現況は記載のとおりでございます。

先進地域の事例でございますが、そこに書いておりますが、附属機関は原則として統合することとし、独自の機関につきましては、各市とも、実情を考慮し、適切な措置を講じることといたしております。

以上が附属機関等の取扱いについてでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと存じます。

3ページは、公共的団体等の取扱いについてでございます。

まず、一番下の概要欄をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法の規定では、「公共的団体等は、合併市町の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」とされておりますことから、その取り扱いを協議し、公共的団体等の理解を求めていく必要がございます。

ここで言う公共的団体等でございますが、商工会議所、商工会、生活協同組合などの産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム、育児院などの福祉事業団体、青年団、女性会、教育会などの文化事業団体、森林組合など農林関係団体などが該当をいたします。このような公共的な活動を営む団体はすべて含まれ、法人かどうかを問わないものとされて

おります。

また、地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これを指揮監督できることとされておりますことから、地域の一体的発展を考慮しながら、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう努める必要がございます。

先進地域の事例におきましても、新潟市におきましては、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるといたしております。まず、両市町に共通している団体につきましては、合併後統合するよう調整に努め、独自の目的を持った団体につきましては、自主的な判断にゆだねております。さらに、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることといたしております。

このように、各市とも基本的には統合整備を目指し、経緯や実情を尊重しながら調整に努めると、そのような内容となっているものでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページは、消防団の取扱いについてでございます。

消防団につきましては、合併時に統合することが適切であるとされております。ただし、各市町におきまして、組織機構や団員の身分の取り扱い等が異なっている場合には、その調整が必要となってまいります。

高松市と牟礼町の消防団の現況につきましては、記載のとおりでございます。

先進地域の事例でございますが、消防団を統合し、分団数、団員数、報酬等について協議をいたしております。例えば、上から3番目の大船渡市におきましては、消防団は統合し、報酬については大船渡市の基準に統一することといたしております。また、新居浜市におきましては、消防団は統合し、報酬や費用弁償等は、新居浜市の制度に統一するものとし、定数等の見直しについては、消防計画に基づき調整するといたしております。

このように、消防団につきましては、その円滑な統合に向けて協議をする必要がございます。

続きまして、5ページをお開き願いたいと存じます。

使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

高松市と牟礼町で、同一目的の施設や同一種類の事務に関して、その使用料や手数料が異なっている場合には、あらかじめ、その取り扱いについて十分に検討し、調整を図る必要がございます。これらの協議・調整に当たりましては、住民間の負担の公平を確保し、

住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

両市町の現況につきましては、現在調査中でございますが、住民生活に関係の深い戸籍、税関係の手数料を例としてお示ししております。

先進地域の事例でございますが、編入する市に統一することを基本としておりまして、個々の実情に応じて調整し、協定を締結いたしております。

以上が使用料・手数料等の取扱いでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

両市町では、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金等を交付するなど、財政的な支援を行っております。合併に際しましては、これら補助制度の内容を整理し、その必要性を検討するとともに、財政状況等も踏まえて、実情把握し、補助条件等の調整を行う必要があります。

市町の現況につきましては、現在、調査中でございますが、先進地の事例におきましては、新潟市では、補助金等は従来の実績を下らないように配慮し、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図ることといたしております。

その他、そこに記載しておるとおりでございますが、いずれにいたしましても、補助金等の目的や効果を総合的に勘案し、公平性や有効性、財政面の観点から調整を図ってまいるのが必要でございます。

続きまして、7ページをお開き願いたいと存じます。

国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

まず、一番下の概要の欄をごらんいただきたいと存じます。

国民健康保険は、市町村が保険者となって、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収して運営しているものでございますが、この運営状況は、市町村によって異なっております。例えば、賦課方式につきましては、高松市が保険料、牟礼町が保険税ということで、あと料率であるとか納期など、市町間で異なっておりますので、その一元化を図る必要があります。

なお、住民にとって急激な負担増とならないよう、不均一課税ができることとなっております。先進地域の事例を見ましても、平成11年4月以降に編入合併をいたしました10市のうち、5つの市でこの不均一課税を実施いたしております。

以上が国民健康保険事業の取扱いでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

最後は、介護保険事業の取扱いについてでございます。

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっておりますので、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要がございます。

現況欄には、両市町の現況を記載してございます。現況に相違がございますので、このような相違を早急に調整をしていく必要がございます。

先進地域の事例におきましても、保険料につきましては、大船渡市、つくば市、廿日市市など、記載している市におきましても、合併年度は現行どおりとし、翌年度から調整することといたしております。事例につきましては記載のとおりでございますが、このように何らかの経過措置を設けて、介護保険事業計画をもとに、新たな介護保険料を設定する事例が多くなっております。

以上が合併協定項目に係る現況と先進地域の事例でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま事務局から説明のありました件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

これはもうごくごく一例を出しておるだけで、こういうのがずっと今後どうするか、協議を具体的に今後していくということになるわけでございますので、よろしく申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に（2）の高松市・牟礼町合併協議会会議開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、説明いたします。

会議資料の一番最後のページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

第5回会議でございますが、7月14日、水曜日の午後1時30分から、場所は高松市役所、13階大会議室におきまして開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議の開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） それでは、最後に、せっかくの機会でございますので、皆様方の方



で何か御発言がございましたら伺いたいと存じますが。

どうぞ。

安戸委員 済みません。安戸ですけど、合併の申請書の期日というのは、次の議会までに議決をしとくんですか、しとかんのですか。

それと、合併の期日をするんは、次の協議会でするんですけども、その日程の期日を議会の同意を求めたもんをするもんですか、せんもんですか。

議長（増田会長） 合併協議の議決の日程等について、事務局から説明いたします。

事務局長 事務局から説明します。

協議第2号の合併の期日についての案件の取り扱いかと思いますが、これにつきまして、合併協議会として提案したのは、今のところ、これを目標として作業を進めますよ、最終的な協議が大体終わったところで、確定的な合併の期日を改めて提案するという説明をさせていただきました。したがって、この協議会で、この協議第2号についての取り扱いについては、基本的には次回の協議会で、今のところはこれで置いておきましょうという確認をいただくということになりますので、特にこれについて、議会でどうこうということは発生しないというふうに思っております。

以上でございます。

安戸委員 基本的には、するかせんかというんは、その期日は、やけども、はっきりしてなかったら、協議、一生懸命、これ皆ようけ並んでしょんや。銭ばかりかけてしよるわけや。何のためにしよるかというたら、銭がないけん、合併して経費を節減しようとしとるわけやけん。そうだから、先に、合併する期日はええですけども、申請する期日はいつかというところを、やっぱり市と町とがその辺をきちっとしとかなんだら、協議しよるうちに、もうやめたと言うて。ほぼこ離脱しよるとこ、ようけあるでしょ。ただ、水道料金の問題で離脱するやいう。な、そういうふうなことになるから、この分については、やっぱりきちとけじめとった方がええんじゃないか。それがけじめのじゃったら、協議したってむだなお金使うだけやけん。

議長（増田会長） 今、おっしゃとられたのは、最終の、いつまでもほっとけんだろうかと。だから、具体的に言うと、12月議会ぐらいまでには、もうその期日も決めないかんんじゃないかというようなことだろうと思うけども、その点については。

事務局長 申請する期日はいつかという御意見でございますが、申請するためには、先ほど申し上げましたように、市議会、町議会の議決が必要であると。その議決は、じゃあ

いつごろかということですが、申請の最大限の期限が来年の3月31日ということですので、理屈から言いますと、それより前であればいいということですが、大体12月から2月までには、遅くとも2月ですから、12月から1月ぐらいまでにはこの合併協議会の協議は終わって、それぞれの議会の議決を得るという状況にならなければ、申請はできないということでございます。

ただいまの御意見の中に、合併をするかしないかという意味集約というような表現もあったかと思いますが、それにつきましては、この合併協議を進める中で、この協議会で意思集約をしていただく。合併協定項目あるいは建設計画の作成とあわせて、その意思集約も行っていただいた上で、まとめれば議会の議決をいただくという提案になるかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、以上で本日の会議を終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議いただき、ありがとうございました。

これもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第4回会議を閉会いたします。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

午後 2時55分 閉会

会議録署名委員

委員

大浦 澄子

委員

渡井 勇